



ランキュラス

Contents

1-2 アンテナ

- ・「企業におけるグローバルタレントマネジメントに関する事例集」を公表／経団連
- ・春季における年次有給休暇の取得促進を呼びかけ／福岡労働局
- ・「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施／厚生労働省

3 理事会を開く

4 顧問弁護士 新体制発足・無料法律相談のご案内

5 各種研究会等のご案内

6 労働法基礎学習会の参加者を募集します

7-9 けいぎょう Law School

労災事故について事業主は業務災害時の労災保険支給処分について原告適格がないとした事案

弁護士法人大手町法律事務所 弁護士 中野 昌治

10 世間漫録

11 福岡県経営者協会 新入会員のご紹介  
・コラム  
～ご存じですか？新語・流行語～

12 トピックス

- ・第1種・第2種衛生管理者受験対策講座を開催（セミナー）
- ・安全管理者選任時研修を開催（セミナー）
- ・労働法基礎学習会第10講（最終講）を開講（セミナー）

13-14 インフォメーション

- ・セミナー ・法律相談 ・事務局相談 ・会務報告

裏表紙 第80回 定時会員総会



## 「企業におけるグローバルタレントマネジメントに関する事例集」を公表／経団連

経団連は、グローバル人材マネジメントに取り組む企業のヒアリングを実施し、その内容をまとめた標記事例集を公表した。

紹介している企業では、①グローバルレベルでの賃金・等級・報酬制度の共通化、②グローバルレベルでの配置転換、③グローバル経営人材の育成（サクセッションプラン）、④グローバルタレントマップによる人材の見える化、⑤デジタル技術を活用した人事システム（ソフトウェア）の共通化など、自社の課題を踏まえながら、段階的に優先順位を定め、取組を強化・推進している。

## 春季における年次有給休暇の取得促進を呼びかけ／福岡労働局

福岡労働局は、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇等の活用を含め、春季における年次有給休暇の取得促進を呼びかけている。

なお、厚生労働省の年次有給休暇取得促進特設サイトでは、企業の好事例や各地域の取組等を紹介している。  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/index.html>

## 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施／厚生労働省

厚生労働省は、4月1日から7月31日まで令和7年度の標記キャンペーンを実施する。

同省は事業主に対し、①労働条件の明示、②シフト

制労働者の適切な雇用管理、③労働時間の適正な把握、④商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止、⑤労働契約の不履行に対してあらかじめ損害賠償額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止について重点的に呼びかけるとしている。

## 業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（スーパーマーケット業編）を作成／厚生労働省

厚生労働省は、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）の対策の一環として、標記マニュアルを作成しホームページに公表した。

本マニュアルには、スーパーマーケット業界におけるカスタマーハラスメントの実態調査や業界企業へのヒアリングを踏まえ、カスタマーハラスメントに対する業界団体等の傘下の企業の共通の方針や、企業が取り組むべき対策を具体的に記載している。

同時にマニュアルの内容及びカスタマーハラスメントに対応するための取組方法等を解説した研修動画も作成している。

いずれも厚生労働省が運営するハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」に掲載している。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

## 「パートナーシップ構築宣言」登録を呼びかけ／福岡県

福岡県は、企業が発注者側の立場から取引方針を宣言する「パートナーシップ構築宣言」の登録を呼びかけている。

国や県の補助金で加点・優遇措置があるほか、令和7年度から福岡県の競争入札参加資格における地域貢献活動評価項目に追加されている。

詳しい内容は、福岡県ホームページをご覧ください。  
[https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/  
partnership.html](https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/partnership.html)

## 「働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業」のモデル事業の事例集を作成／国土交通省

国土交通省は、「働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業」のモデル事業の成果をまとめた事例集を公表した。

建設業では罰則付き時間外労働上限規制が2024年4月に適用され、一層の効率化と生産性向上が急務となるなかで、建設現場では効率的な工事が必ずしも実施されていないとして、効率的な工事実施に向けた課題の実践的解決のためにモデル事業を実施し、その成果を取りまとめた。

また、事例集の普及を図るため、モデル事業実施動画をホームページで公表している。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00282.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00282.html)

## 令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施／厚生労働省

厚生労働省は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで標記キャンペーンを実施する。

準備期間である4月には、労働衛生管理体制の確立、作業計画の策定、休憩場所の確保の検討、教育研修の実施等と呼びかけるとしている。

なお、令和7年6月より、改正労働安全衛生規則が施行され、早期発見のための体制整備、重篤化防止措置の手の作成及び関係作業員への周知が義務化となる予定。

## 全国労働衛生週間スローガンを募集／厚生労働省

厚生労働省は、第76回目となる今年10月に行われる全国労働衛生週間のスローガンを募集している。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保等を図ることを目的としており、労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生活動の促進を図る内容のスローガンを募集する。

同省は、採用されたスローガンは、「全国労働衛生週間」期間中にポスター、垂れ幕等で本週間の推進のために活用するとしている。

応募方法等詳しい内容は、厚生労働省ホームページをご覧ください。



# 理事会を開く

当協会は3月24日、2024年度第3回理事会を開催した。

倉富会長が開会挨拶を行った後、第1号議案として2025年度事業計画（案）及び予算（案）、第2号議案として第80回定時会員総会開催（案）が審議され、それぞれ了承された。



理事会の様子

## 2025年度事業計画

—本年度もよろしくお願いたします—

### 1. 会員人材の育成支援と人事交流

- (1) 講演会、定例会の活性化と内容充実
- (2) 経団連と会員企業との情報共有、セミナー開催等の連携強化
- (3) 時宜を得たセミナーの実施（労働法関連、社会保険・年末調整等実務対応）
- (4) 日本産業訓練協会との連携強化とセミナーの充実
- (5) 長期講座の実施（労働法基礎学習会）
- (6) 経営法曹会議会員弁護士との連携による「九州経営法曹大会」の開催等
- (7) 連合福岡との共催による労働審判員交流会の開催と連携強化
- (8) 最低賃金審議員との交流促進
- (9) 経営トップ層の交流促進（若手経営者の会）
- (10) 海外視察団の派遣
- (11) 女性活躍に向けた公職推薦女性の交流会

### 2. 労働相談と情報提供

- (1) 弁護士、社会保険労務士および事務局による人事・労務問題等の相談
- (2) 春季労使交渉・協議状況、賃上げに伴う価格転嫁の状況等調査、発信
- (3) 賞与・一時金・初任給の調査、発信
- (4) 育児休業の取得など賃金以外の総合的な雇用問題に関するアンケート調査、発信
- (5) 労働関連法の改正動向についての情報提供
- (6) ホームページ、メールマガジン等による情報発信

### 3. 政策への反映

- (1) 九州各県の経営者協会と連携して経営労働政策特別委員会報告（経団連作成）への九州ブロック意見の取り纏めと要望

### 4. 関係外部団体との連携

- (1) 経団連、経団連事業サービスとの連携
- (2) 福岡労働局との連携
- (3) 福岡県との連携
- (4) 公職委員等の推薦、連携
- (5) 福岡県内の経済団体との連携
- (6) 労働組合との連携

### 5. 九州各県の経営者協会との連携

- (1) 九州経営者協会の事務局として連携強化
- (2) 経営法曹会議九州ブロックとの連携
- (3) 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会の事務局としての連携強化

### 6. 協会組織運営の強化・改善

- (1) 総会・理事会・地区会員懇談会の充実
- (2) 企業訪問や会員紹介による入会勧誘
- (3) 協会事務局の運営効率化

# 顧問弁護士 新体制発足・無料法律相談のご案内

2025年4月1日付で、桑野貴充弁護士（古賀・花鳥・桑野法律事務所）、家永由佳里弁護士（徳永・松崎・斉藤法律事務所）、熊谷善昭弁護士（徳永・松崎・斉藤法律事務所）が当協会顧問弁護士に加わりました。今後は、名誉顧問弁護士1名、顧問弁護士16名の新しい体制で、会員の皆様からのご相談に対応させていただきます。

福岡地区で毎月1回、北九州地区で年3回の定例無料法律相談を実施しておりますので、ご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



家永 由佳里 弁護士 (新任) 熊谷 善昭 弁護士 (新任) 桑野 貴充 弁護士 (新任)

## 【名誉顧問弁護士】

担当弁護士（敬称略）	所 属
徳 永 弘 志	徳永・松崎・斉藤法律事務所

## 【顧問弁護士】

阿 部 哲 茂	阿部哲茂法律事務所
家 永 由佳里 (新任)	徳永・松崎・斉藤法律事務所
石 橋 英 之	ふくおか法律事務所
熊 谷 善 昭 (新任)	徳永・松崎・斉藤法律事務所
桑 野 貴 充 (新任)	古賀・花鳥・桑野法律事務所
古 賀 和 孝	古賀・花鳥・桑野法律事務所
斉 藤 芳 朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所
杉 原 知 佳	三浦・奥田・杉原法律事務所
中 野 敬 一	大手町法律事務所
中 野 昌 治	大手町法律事務所
永 原 豪	徳永・松崎・斉藤法律事務所
花 鳥 正 晃	古賀・花鳥・桑野法律事務所
松 崎 隆	徳永・松崎・斉藤法律事務所
三 浦 正 道	三浦・奥田・杉原法律事務所
山 本 紀 夫	TMI総合法律事務所福岡オフィス
渡 邊 洋 祐	渡辺通法律事務所

(氏名 50音順)

## 2025年度 法律相談

### 【福岡地区】

実施日	担当弁護士（敬称略）
4月24日（木）	斉 藤 芳 朗
5月29日（木）	石 橋 英 之
6月26日（木）	三 浦 正 道
7月24日（木）	渡 邊 洋 祐
8月28日（木）	永 原 豪
9月25日（木）	杉 原 知 佳
10月23日（木）	熊 谷 善 昭
11月27日（木）	古 賀 和 孝
12月25日（木）	山 本 紀 夫
2026年1月22日（木）	花 鳥 正 晃
2月26日（木）	桑 野 貴 充
3月26日（木）	家 永 由佳里

### 【北九州地区】

5月8日（木）	中 野 昌 治
10月9日（木）	阿 部 哲 茂
2026年2月12日（木）	中 野 敬 一

## 法律相談実施概要

- ◆時 間 14:00～17:00（全日程共通）
- ◆会 場 福 岡 地 区：福岡県経営者協会事務局（福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館 6F）  
北九州地区：弁護士法人大手町法律事務所（5月8日・2026年2月12日）  
（北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビスクエア 2F）  
阿部哲茂法律事務所（10月9日）  
（北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビスクエア 3F）
- ◆お問合せ 福岡県経営者協会事務局 TEL 092-715-0562

- 緊急の場合は、上記日時以外でも対応いたします。
- お申込みは、相談日の前日午前中までに事務局へお電話にてお願いします。
- 会員以外の方で、会員の関連企業・協力企業等からのご相談も、会員のご紹介により承ります。
- 上記日程の他、ご要望により、当協会の顧問弁護士をご紹介いたしております。

## ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 各種研究会等のご案内 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

当協会では各種の研究会活動を行っています。お試し参加を受付けていますので、ご関心のある方は当協会までご連絡ください。

### 一月会 (いちげつかい)

人事・労務関係の役員・部長等による、有識者の卓話を聞く例会を行っています。

会員数：21社(団体) 22名

年会費：60,000円

実施回数：年8回

### 若手経営者懇談会

会員企業の経営層にお集まりいただき、ゲストによる卓話と懇親会を行っています。「若手」の名称にこだわらず、異業種交流を深める機会として幅広い年代の方にご参加いただいています。

出席者数：15～20名

会費：年会費なし

例会費9,000円程度/人

実施回数：年1回

### 紫水会 (しすいかい)

人事・労務関係の部課長を中心とした会員が持ち回りで幹事を担当し、講演や見学等の例会を行っています。

会員数：13社 18名

年会費：42,000円

実施回数：年9回

### 経営法務研究会

企業の人事労務部門が抱える労働問題(ハラスメントや副業など)について、弁護士による報告と参加企業を交えた討議を行っています。

会員数：企業18社、弁護士10名

会費：年会費12,000円/社

例会費7,000円/人

実施回数：年4回

### 北九州労務管理研究会

北九州地区の会員企業にお集まりいただき、人事労務問題について事務局報告および情報交換を行っています。

会員数：7社

年会費：30,000円

実施回数：年4～5回



# 労働法基礎学習会の参加者を募集します

—シリーズ全10回（定員28名）—

当協会では、新しく人事労務担当に配属になられた方や既に人事労務を担当されていて体系的に労働法を学びたい方を対象として、今年も労働法務に精通した弁護士による、「労働法基礎学習会」を開講いたします。

当学習会では、「企業側の視点」で書かれた労働法の教科書を10か月かけて通読し、人事労務担当者として必要な労働法の知識を体系的に学び、能力向上を図ります。また、年間を通して同じ受講者で進めていくため、受講者は人事労務問題に関する情報を共有しながら人脈を築いていくことができます。ぜひご参加ください。



- ・講師 三浦・奥田・杉原法律事務所 弁護士 三浦 正道 氏
- ・日時 6月から令和8年3月まで月1回開催  
15:00～17:00  
※詳細な日程は、下記の日程表を参照ください。
- ・会場 電気ビル共創館 3階 カンファレンスまたは電気ビル本館地下2階  
7号会議室  
どちらも福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号  
(TEL 092-781-0685)
- ・テキスト 野田進著『事例判例 労働法第2版』(弘文堂)
- ・受講料 50,000円(全10講)  
(テキスト代・懇親会費込の受講料。税込)



講師の三浦正道氏

※お申込みは、右記QRコードを読み取るか、もしくは当協会のホームページから「お申込み画面」に入力し、お申込みください。

※今年度はオンラインでの開催はいたしません。予めご了承ください。



## 講座の日程と主な内容

講	日程	内容	講	日程	内容
第1講	6月5日 (木)	労働法を学ぶにあたっての基礎知識 労働契約の成立と内容 労働者の採用（懇親会（予定））	第6講	11月13日 (木)	従業員の配置と異動 企業活動と懲戒
第2講	7月17日 (木)	就業規則と労働契約 労働協約と労働契約	第7講	12月11日 (木)	賃金 育児介護休業、病気休職等 安全衛生と労災補償
第3講	8月12日 (木)	労働契約における権利・義務 労働契約の変更 雇用平等	第8講	2026年 1月15日 (木)	労働時間の意義と管理 休憩・休日・時間外労働、適用除外 年次有給休暇
第4講	9月18日 (木)	解雇（整理解雇を含む） 労働契約の終了	第9講	2月19日 (木)	労働組合と団体交渉 団体行動
第5講	10月23日 (木)	労働契約の期間 パート労働者・派遣労働者	第10講	3月12日 (木)	不当労働行為 労働紛争解決システム（懇親会（予定））

## ～過去の参加者の声～

- ・先生のお話がとても聞きやすく、分かりづらい点は板書して下さり分かりやすかった。
- ・レジュメについて、設問が身の周りに起きうる事案で分かりやすかった。
- ・労務担当として、基礎の知識を学べたと思います。今度は、学んだ内容を応用し、もっと勉強したいと思います。

### 労災事故について事業主は業務災害時の労災保険支給処分について原告適格がないとした事案

—(最高裁令和6年7月4日判決・労働経済判例速報  
NO.2559)—

弁護士 中野 昌治



◆執筆者のご紹介

なかの まさはる

昭和57年 弁護士登録

弁護士法人大手町法律事務所（北九州市）

#### I 事案の概要

##### 1 本件労働契約の締結

一審原告（以下「X」とします）は、中小企業における特定保険業務（共済事業）を営む一般財団法人で、Xの支局に勤務するYが内勤から営業職の配置換え、更に異動になり、精神疾患と発症したとして平成27年3月18日療養補償給付の請求を行いました。同年6月2日処分行政庁（労働基準監督署長）は、これをしない旨の処分を行いました。

しかし、Yは、これを不服として、審査請求を行いました。同29年4月26日、審査官はこれを棄却したため、再審査請求を行ったところ、同翌年8月24日原処分を取り消す旨の裁決をしました。そのため、処分行政庁は、Yの業務災害を認め療養給付金（初年度である平成30年度で約407万、翌令和元年度で約400万）を支給決定しました。

雇用主であるXは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という）に基づくいわゆるメリット制（労働保険のメリット制とは、事業場での労働災害の発

生状況に応じて、保険料または保険料率が調整される制度で、労働災害の発生が少ない事業場ほど労災保険料は割安に、多いと割高となる。）の適用を受ける事業主であるところ、労災保険の納付義務の範囲が拡大して直接具体的な不利益（3年間で約750万円の保険料の増大）を被るとして、当該労災認定（労災支給処分）の取り消しを求めた事案です。

2 一審判決（令和4年4月15日判決・労働経済判例速報2485号）は、次のように判示し、訴えを却下しました。①労災保険法は被災労働者等の法的利益の保護を図ることのみを目的とし、事業主の利益を考慮しないことを前提としていると解されるから、特定事業主は労災支給処分の取消訴訟の原告適格を有しない。②①に鑑みれば、違法性の承継（これについては、コメントの2を参照して下さい。）が認められる。すなわち、特定事業主の保険料認定処分に係る法律上の利益の手續保障の観点から、労災支給処分

の違法性（業務起因性を欠くこと等）を、保険料認定処分の取消訴訟で取消事由として主張することが許される余地がある。③②の取消訴訟で取消判決がなされても、処分行政庁は同判決の拘束力（行訴法33条1項）により労災支給処分を取り消す義務を負わないとしました。（つまり、拘束力はない。）

しかし、2審判決（令和4年11月29日判決・速報2605号）は次のように判示して、原判決を取り消し、原審差し戻しの判決をしました。①労災支給処分の取消訴訟について、特定事業主は原告適格を有する半面、特定事業主も労災支給処分の出訴期間の制限に服する。②①によって、特定事業主に手続き保障がなされていること、及び、下記③等の理由から、違法性の承継（判決はこの用語は使用していない。）は認められない。③仮に違法性の承継を認めた場合、保険料認定処分の取消判決の拘束力により、（労災支給処分の出訴期間経過後に）労基署長が労災支給処分を取り消すと、同処分の早期安定の要請を害するとしました。

## II 本判決の判示

本判決は、次のように判示して、原判決を破棄し、特定事業主の控訴を棄却し、1審判決の結論を正当としました。①労災保険法の趣旨は、労災保険給付に係る法律関係を早期に確定し被災労働者の実効的な救済を図るのであって、労災保険料額の決定の際の基礎となる法律関係まで早期に確定しようとするものとは解されないことからして、特定事業主は、労災支給処分の取消訴

訟の原告適格を有しない。②上記①のように解したとしても「特定事業主は、自己に対する保険料認定処分についての不服申立又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことを主張することができるから、上記事業主の手続き保障に欠けるところはない。」

## III コメント

1. 事業主の負担する労災保険料は自らの事業に係る労災事故によって保険料が増大する関係になっていますので、業務員に対して業務災害保険支給処分が決定された場合事業主が不利益を被るおそれがあり、本件では支給処分がなされた最初の3年間で約750万の保険料の増大を被ったというのですから、事業主は「法律上の利益を有する者」（行政事件法9条1項）に該当する可能性が十分あり得ます。

2. ただ、この問題については、一審判決は否定し、控訴審判決はこれを肯定しているように、両説がありました。というのも、それぞれに長所、短所があったからです。

一審判決のように、①支給決定処分と②保険料納付義務決定処分とは全く別の手続きと割り切る考え方は、従来の定説でした。

しかし、この考え方には問題がありました。というのも①支給決定により②保険料納付義務が増加する関係にあるにもかかわらず、これを全く別の手続きであることを

理由に、事業主の負担増を無視している点です。このためか、一審判決も②の保険料の認定処分の取消訴訟において、前提となっている①支給処分の違法性を主張する可能性を認めていました。これがいわゆる違法性の承継という考え方です。

例えば、税の賦課・徴収手続の場合の①税の賦課決定手続と②その税額を徴収する手続きや、公有水面に発電所を設置する手続きのように、まず、①土地を造成である公有水面埋立と、②その土地上に建設される発電所の設置のための諸手続きといったような場合、①の先行行為の違法が②の後行行為の違法事由となる場合、先行行為の違法性が後行行為に承継されるといいます。

これは、先行行為に対する争訟提起期間の制限を緩和させる意味となりますが、本件のような場合は受給処分者の地位を不安定にします。(後の保険料決定処分で、支給処分の違法であったと認定された場合、支給決定処分の職権取消や支給済の給付の回収の問題が発生)。

また、事業者としては後の保険料認定の手続で争えばよいとされても、近時急増するハラスメントによる精神障害事案では、当該行為の認定は関係者の記憶の鮮明なうちに審理に入る方が正確な事案認定に資するという利益が害されます。

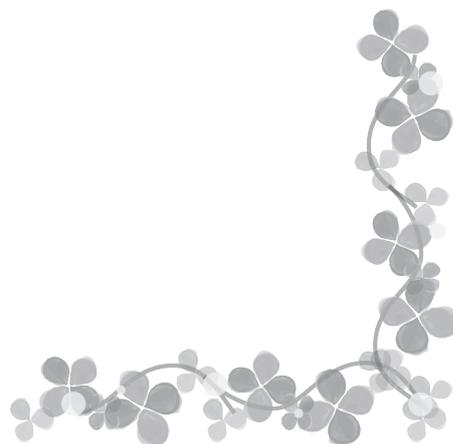
他方、控訴審判決のように支給処分の相手方でない事業主に原告適格を認めて、支給処分を争えとしますと、支給処分を取り消す確定判決は、通説によれば、それ自体処分を遡って失効させる形成力(行政訴訟は、取消訴訟の形式となっているため)が

あり、第3者効(行訴法32条)もあり、既に支給済の給付の回収の問題が発生します。

3. そこで、最高裁は事業主の原告適格を否定し、事業主の不利益は後行処分である保険料の認定処分において、その前提たる支給処分決定の違法性を主張することができるとしました。

確かに、前提たる支給処分と後行処分たる保険料額の決定は、法律的に別個の手続きですが、前提となっている関係(すなわち、先行行為と後行行為の関係)は否定しようもありません。しかも、相当時間が経過した後の後行処分での争い(本件では、給付の原処分の約4年後に一審裁判の申立がされています。)で、関係者の記憶は薄れ、正確な事実認定が望めるでしょうか。

私は、本件のように、従業員側の労災認定を認める場合、処分庁の運用で事業主側に「証拠に基づく意見陳述の機会」を与えるようにすべきではないかと考えています。そうすれば、ある程度証拠の保全もでき保険料額決定の争いの裁判も、充実した審理となるのではないのでしょうか。



# 世間漫録

column note

## 白髪頭のジジ放談

Vol.181

九州産のAランクの黒毛和牛など冷凍牛肉約30ト（2億4千万円相当）をカンボジアに輸出すると偽り、必要な検査を受けずに香港に輸出したとして、福岡県警は2月20日、関税法違反などの疑いで福岡市早良区の食肉輸出会社社長ら3人を逮捕し、法人としての同社書類送検したと発表した。国際的な和牛ブームで海外での需要が増加する中、コストを削減しながら大量に輸出する狙いがあったとみて、県警は全容解明を進める。

（2025年2月21日付西日本新聞）

「1カ月で100頭分の和牛が欲しい！」  
21年秋に大阪で開催された海外の食品バイ

### 和牛密輸

## 闇ルートで中国に流れている

ヤー向けの関西日本食展示会。出展した京都の老舗食肉卸の業務責任者はこんな桁外れな注文に耳を疑った。一般的な注文はロースやヒレなど部位ごとだが、この中国人バイヤーは丸ごと1頭分から取れる肉すべてを求めてきた。「それだけの量を見ると、他国や国内に和牛が出回らなくなる」と注文を断った、という。

100頭分の日本産牛肉である。並みの量ではない。なぜ、それほど大量に欲しいのか。言うまでもなく、和牛の人気の高さ、需要の多さゆえである。中国は01年9月に日本で発生した牛海綿状脳症（BSE）に伴って日本産牛肉の輸入を禁じた。19年に月齢30か月以下の骨なし牛肉については輸入禁止措置を解除したが、黒毛など人気牛肉の需要に供給量が追いついていない。一方、香港は日本政府が認定する国内14施設のいずれかで解体・加工した肉しか輸入を認めない厳しい衛生基準を課している。

中国からの訪日客が「爆増」した時代、彼らは焼き肉、すき焼きに舌鼓を打ち、和牛を心ゆくまで堪能して帰国していった。しかし、輸入量の減少で口に入りにくくなった分、日本産牛肉への思いと食欲は逆に高まった。

料理店や食肉プロカーにすれば、富裕層をターゲットにして供給が確保できれば莫大な利益が見込める。関係者に言わせると、「あればある

だけ欲しい。カネに糸目はつけない」のだ。輸出コストがかからず、輸入規制がない第三国ルート経由での輸入に目を付けるのは必然的な流れだ。こうしてカンボジアは「公然の不正輸出ルート」となったのである。

プロカーらは日本国内の相場よりも3〜4割も高い値段で、質の高い牛肉から買い付けていく。新聞報道によると、東京都内の焼き肉店主は「このままでは和牛は日本人が手を出せない食材になりかねない」と嘆く。

## 上がらぬ自給率。試練の食料安保

日本の畜産業は、経営者の高齢化や後継者不足、慢性的な人手不足による作業負担の増大に加え、燃料価格や飼料価格の高騰による採算の悪化など、さまざまな経営課題を抱え、多くの畜産農家が離脱するなど、近年は持続的経営の維持が困難な状況にある。ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響も影を落としている。

一方で、日本の食料自給率（カロリーベース）は、1960年度に79%だったのが、23年度では38%まで落ち込んだ。先進国の中では長らく最低水準にとどまっている。中国はそんな日本の姿を反面教師に見立て、食料安全保障重視の路線に舵を切った。特にコメや小麦などの穀類、豆・芋といった「糧食」の確保を重点にする。

「中国人の茶碗は中国の穀類で満たされるべき」との食料安保に関する行動は、軍事力増大と並んで日本の脅威の視野に入ってきた。

## 福岡県経営者協会 新入会員のご紹介

2024年度に入会いただいた企業をご紹介します。

社 名：株式会社 九電ハイテック  
所 在 地：福岡市中央区渡辺通2丁目9番3号  
代 表 者：代表取締役社長 和仁 寛  
主たる事業：電気設備の保守及び補修

社 名：株式会社 YSKライフコンサルタンツ 福岡支店  
所 在 地：福岡市中央区今泉1丁目12-8天神QRビル503  
代 表 者：営業部長 藤井 達也  
主たる事業：金融商品仲介業

社 名：株式会社 ファインテック  
所 在 地：柳川市西浜武575番地1  
代 表 者：代表取締役社長 本木 敏彦  
主たる事業：産業用刃物製造、医療機器開発

## ご存じですか？新語・流行語

読売新聞東京本社 校閲部 岡 直樹

### ○アイススラリー

### 暑さ対策

夏が近づくと暑さの予報が気になる。きっと今年もうだるような日々が…。そんなときに注目が高まりそうなのが「アイススラリー」という飲料。細かい氷の粒と液体が混ざり合ってシャーベット状になったもので、通常の氷より体内を効率的に冷やすことができるという。

「スラリー」は鉱物などの粒子が水と混ざった泥状、かゆ状のものを指し、土木など工業分野では材料の名称としてなじみのある人もいるかもしれない。

冷たいものをうまく活用して、熱中症にならないよう気をつけたい。

### ○ダークパターン

### 困る表示

インターネットで買い物をしていると時折出てくる、「現在3人がカートに入れています」といった文や、「今だけ割引」などとしてカウントダウンが進んでいく数字。思わず焦ってしまうこういった表示は「ダークパターン」と呼ばれる。

消費者を誘導、強制するようなしくみのことで、経済協力開発機構（OECD）は、解約を難しくする「妨害」など7類型に分類している。

今のところ、国内には事前に取り締まる法律がないことも懸念されているという。欺かれないように自衛することも必要そうだ。

### ○鉄の茶わん

### 安定重視

お隣、中国で「鉄の茶わん」の人气が高まっているという記事を読んだ。といっても実物の鉄製の茶わんではなく、就職先として国家公務員に人气が集まっているという話。

中国語で茶わんをいう「飯碗」に「仕事」の意味もあり、倒産の心配がなく安定した仕事を「鉄飯碗（鉄の茶わん）」と表す。経済成長が弱まって若者が就職難の傾向にあり、公務員人気につながっているようだ。

日本でもバブル経済の崩壊後には民間企業よりも公務員志望が強まったといわれる。安定して食べていけることは誰にとっても重要だろう。

### ○給油

### 燃料補給

物価高騰の折、ガソリンを入れるたびに1リットルあたりの価格が気になる。2桁の頃もあったのに…という話とは違う「給油」を目にした。

油そば（スープがなく、麺とたれや油をまぜて食べるラーメンの一種）や、背脂が多くのったラーメンを食べることを、給油すると表現する例があるようだ。若者言葉のひとつで、油（脂）を摂取して「燃料を補給する」という意味が車にも体にも通じてしっくりくる。

車と違って人間の「給油」では、脂質の取りすぎに要注意。食事の際には適量の「給水」もお忘れなく。

## セミナー

### 第1種・第2種衛生管理者受験対策講座を開催

3月12・13日、合格率89.4%を誇り資格試験請負人として有名な(株)ウェルネットの専任講師を招いて、標記講座を開催した。講師は、(株)ウェルネットの山根裕基氏。

講師は、近年の衛生管理者試験の出題傾向分析と学習方法、関係法令や労働衛生等について説明した。



## セミナー

### 労働法基礎学習会第10講（最終講）を開講

3月13日、年間10回の講義で労働法の教科書を通読し、労働法の基礎を学ぶ労働法基礎学習会の第10講（最終講）を開催した。講師は、三浦・奥田・杉原法律事務所の三浦正道弁護士。

講師は、「不当労働行為」「労働紛争解決システム」について、労働委員会や労働審判制度が果たす役割に触れながら、説明した。



## セミナー

### 安全管理者選任時研修を開催

3月14日、安全管理者が選任時に研修を義務付けられている選任時研修を開催した。講師は、(株)ウェルネット専任講師の山根裕基氏。

講師は、安全管理や安全教育、危険性又は有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置等、関係法令について説明した。



## 福岡経協セミナー

セミナーの申込方法など詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

### ●労働保険手続の実務

労働保険の担当者が理解し把握しておかなければならない知識や業務内容を短時間で習得します。

日 時：5月16日(金) 9:30~16:30  
会 場：電気ビル共創館 3階 Cカンファレンス  
講 師：アンフィニ社会保険労務士法人  
特定社会保険労務士 久地石 富起子 氏  
参加費：会員 12,000円 / 一般 18,000円 (税込)

### ●労働時間管理の基本セミナー

労働時間管理の基本および企業が講ずべき実務対応を解説します。

日 時：6月12日(木) 13:30~16:30  
会 場：電気ビル 本館 7号会議室  
講 師：アンフィニ社会保険労務士法人  
特定社会保険労務士 中島 一平 氏  
参加費：会員 8,000円 / 一般 12,000円

### ●社会保険手続の実務

社会保険制度に関する基礎知識から届け出などの実務手続までを解説いたします。

日 時：6月18日(水) 9:30~16:30  
会 場：電気ビル共創館 3階 Cカンファレンス  
講 師：アンフィニ社会保険労務士法人  
特定社会保険労務士 久地石 富起子 氏  
参加費：会員 12,000円 / 一般 18,000円

## 産訓九州セミナー

### ●MTP (マネジメント研修)

日 時：6月11日(水)~13日(金)  
会 場：アクロス福岡 6階 604室  
受講料：会員 60,500円 / 一般 70,950円  
(消費税込み)

### ●TWI-JI「仕事の教え方」コース

日 時：6月18日(水)~19日(木)  
会 場：アクロス福岡 6階 604室  
受講料：会員 34,100円 / 一般 36,300円  
(消費税込み)

### ●TWI-JIトレーナー養成コース「仕事の教え方」

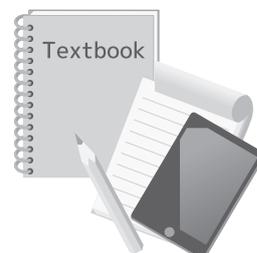
日 時：6月30日(月)~7月4日(金)  
会 場：アクロス福岡 6階 602室  
受講料：会員 154,000円 / 一般 187,000円  
(消費税込み)

〈問合せ〉日本産業訓練協会・九州

☎092-715-0568

〈問合せ〉福岡県経営者協会事務局

☎092-715-0562



# 法律相談 事務局相談



## 弁護士による無料法律相談

ご担当いただく弁護士は「経営法曹会議」に所属する方々です。福岡経協の会員以外の方でも、会員の関連・協力企業等で、会員のご紹介により無料でご相談に応じます。

労働法に限らず、会社関係法などについてもお気軽にご相談ください。

### 【福岡地区】

4月24日(木) 14:00~17:00	<b>斉藤 芳朗</b> 弁護士 (徳永・松崎・斉藤法律事務所)	
5月29日(木) 14:00~17:00	<b>石橋 英之</b> 弁護士 (ふくおか法律事務所)	

〈会場〉福岡県経営者協会事務局 (裏表紙地図参照)

### 【北九州地区】

5月8日(木) 14:00~17:00	<b>中野 昌治</b> 弁護士 (弁護士法人大手町法律事務所)	
------------------------	-------------------------------------	---

〈会場〉弁護士法人大手町法律事務所  
(北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビスクエア2F)

- 緊急の場合は、上記日時以外でも対応いたします。
- お申込みは、相談日の前日午前中までに事務局へお電話にてお願いします。
- 上記日程の他、ご要望により、当協会の顧問弁護士をご紹介いたしております。

### 福岡経協顧問弁護士(敬称略)

阿部 哲茂	家永 由佳里	石橋 英之	熊谷 善昭
桑野 貴充	古賀 和孝	斉藤 芳朗	杉原 知佳
徳永 弘志	中野 敬一	中野 昌治	永原 豪
花島 正晃	松崎 隆	三浦 正道	山本 紀夫
渡邊 洋祐			

## 社労士による無料労務相談

福岡経協の会員以外の方でも、会員の関連・協力企業等で、会員のご紹介により無料でご相談に応じます。

諸規定の整備などお困りのことがございましたら、ぜひご利用下さい。

担当：社会保険労務士法人・行政書士法人アドバンス所属の社会保険労務士

日時：平日9:00~17:00

会場：社会保険労務士法人・行政書士法人アドバンス(福岡市中央区舞鶴2丁目2-11 富士ビル赤坂8F)

申込方法：事務局へお電話ください。

## 事務局相談

福岡経協では、人事労務管理や賃金などについて随時ご相談に応じています。お気軽にご相談ください。

〈問合せ〉福岡県経営者協会事務局

☎092-715-0562

## 会務報告

2025年3月

\*太字……当協会主催行事

\*細字……経団連の行事および協会が行政等から委嘱された委員として出席した行事など

- 3日 **経営法務研究会**
- 4日 日本労働組合総連合会福岡県連合会要請
- 11日 福岡県高等学校卒業生就職問題連絡協議会
- 12・13日 **第1種・第2種衛生管理者受験対策講座**
- 13日 **労働法基礎学習会**
- 14日 **安全管理者選任時研修**
- 17日 福岡地方労働審議会
- // 福岡労働者災害補償保険審査参与会
- 18日 トラック輸送における取引環境・労働時間改善福岡地方審議会
- 24日 **理事会**
- 27日 **定例無料法律相談**

## 第80回 定時会員総会

定時会員総会を下記の通り開催します。  
同日に特別講演会と懇親会を行います。  
多数のご参加をお待ちしております。

1. 日 時：2025年5月22日（木） 15:00～18:30
2. 会 場：西鉄グランドホテル 2階 「プレジール」  
福岡市中央区大名2-6-60 TEL：092-771-7171
3. スケジュール

○ 総会 15:00～15:40

○ 特別講演会 15:50～17:10

テーマ：「今後の世界情勢と日本経済」

講 師：エコノミスト  
BRICs経済研究所代表  
門倉 貴史 氏

○ 懇親会 17:20～18:30



☆詳細はホームページ「新着情報」（2025.3.26更新）をご参照ください。



## Access

### 博多方面から

**地下鉄** 「博多駅」から地下鉄七隈線「橋本」方面行きに乗車、「渡辺通駅」にて降車（電気ビル本館B2Fへ直通）

**バス** 「博多駅前A番」停留所より「渡辺通経由天神方面行き」に乗車または「博多駅前B、C、D番」停留所より「薬院駅方面行き」に乗車  
「渡辺通一丁目」停留所降車すぐ

### 天神方面から

**西鉄天神大牟田線** 「西鉄福岡天神駅」から大牟田方面行きに乗車、「薬院駅」降車徒歩5分

**地下鉄** 「天神南駅」から地下鉄七隈線「橋本」方面行きに乗車、「渡辺通駅」にて降車（電気ビル本館B2Fへ直通）

**バス** 「天神北（ノース天神前）」、「天神コア前7B」または「天神大丸前4C」から乗車、「渡辺通一丁目」停留所降車すぐ

## 福岡県経営者協会

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館 6階 TEL.092-715-0562 FAX.092-781-4149

ホームページ <https://www.fukuoka-keikyo.jp/>